

## コーポレート・ガバナンスの実践論的研究

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2018-11-16<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 鈴木, 美代子<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/10291/19685">http://hdl.handle.net/10291/19685</a>                        |

2016年度 商学研究科  
博士学位請求論文（要旨）

コーポレート・ガバナンスの実践論的研究  
The Practice-based Study on Corporate Governance

学位請求者 商学専攻  
鈴村 美代子

内容の要旨

1. 本研究の問題意識と目的

本研究の目的は、コーポレート・ガバナンス論の主要な研究を再考することを通じて、既存の理論的枠組みで十分に捉えられない疑問に答えるための新たな方法論として、実践論的アプローチの検討を行うことにある。

コーポレート・ガバナンスの主要な既存研究では、どのようなコーポレート・ガバナンス制度が有効であるか、コーポレート・ガバナンス制度はどうあるべきかが問われてきた。こうした既存研究の規範的な視座は、コーポレート・ガバナンス制度に対して企業や人々は従うものであるという受動的な側面を前提とし、企業が経営を行っていくにあたってのルールや指針を示すという重要な意義を有する。しかし、完璧なコーポレート・ガバナンス制度が策定されたとしても、それがどのように実現可能なのかという点は、制度がどのように現実を生成するかというプロセスの側面を考慮しなければ見えてこない。つまり、現実がどのように創り出されるかを考慮しなければ、それらの諸制度がいかなる有用性を持っているかは十分に明らかにされない（c.f., 宇田川・間嶋, 2015: 3-4）。

一方、本論文は、普及されたコーポレート・ガバナンス制度に即してガバナンスが行われる（governing）こととして、どのように企業や人々がコーポレート・ガバナンスに携わっているかに着目する。換言すると、コーポレート・ガバナンスを巡る様々な制度的圧力に対して、どのように企業や人々が戦略的に対応するか、進行中の社会関係に埋め込まれている企業や人々のより能動的な行為主体の側面を捉えようと試みている。

従って、本論文におけるコーポレート・ガバナンスの概念は、一般的に解されてきた構造や関係性としてではなく、活動として捉えることに特徴を有する。こうした前提に基

づき、本論文においてコーポレート・ガバナンスは、制度と行為が連鎖する制度的文脈のプロセスのなかで、企業や人々はどうのように現実を生成するかという諸実践の問題と定義する。

2. 本研究の構成ならびに各章の要約

第一部の「コーポレート・ガバナンスを巡る社会的背景と理論」では、コーポレート・ガバナンスの歴史と理論的枠組みの特徴について概説している。

第1章では、コーポレート・ガバナンスの概念が発祥したアメリカにおけるコーポレート・ガバナンスの歴史の変遷を概説することを通じて、コーポレート・ガバナンスという外延は、各々の文脈に依拠しながら多面的に意味づけられ、一義的ないし共通の内包を必ずしも有する訳ではないことを明らかにしている。また、アメリカ型ガバナンスは、株主がその権利を適切に行使することを配慮した株主利益最大化のためのメカニズムが強調されているという特徴を示した。

第2章では、コーポレート・ガバナンスを研究する方法としての理論的枠組みについてエージェンシー理論、ステークホルダーシップ理論、利害関係者理論、そして資源依存理論を概説し、こうしたコーポレート・ガバナンス論の多様な枠組みは、全て共通した機能主義パラダイムに位置づけられることを提示している。機能主義パラダイムは、現実を外にあるものとして捉える（Willmott, 2003: 90）。そして、こうした枠組みのなかで、客観的な知識、厳密な分析、独立した調査を当然視するがゆえに、コンフリクト、逸脱した行為、予測可能性などへ目を向けることを削ぎ落としてしまう（Willmott, 2003: 91）。それゆえに、規範論としての含意を求めているコーポレート・ガバナンスの理論的枠組みは、現実には有意義な含意を持つとは必ずしも言えないという側面を抱えていることを指摘した。

第二部「コーポレート・ガバナンス論の新たな展開としての理論的考察」の第3章、第4章では、コーポレート・ガバナンス論の規範的・実証的な提示に含意する問題を反映した理論的枠組みとして、新制度派組織論に基づく①取締役会研究、②制度の普及に関する研究、③正統性研究について検討し、それはどのような事象を説明することが可能であるか、他方、こうした枠組みにおいても十分に捉えられない視点について明らかにしている。新制度派組織論に依拠したコーポレート・ガバナンス論は、制度や社会構造が諸個人に与える影響を考慮しない過小社会化された枠組みへの批判を反映し、構造的、政治的、認知的、そして文化的な文脈に埋め込まれているアクター達の解釈やアイデンティティが、どのように構築されるのかを捉えている (Golden-Biddle and Reo, 1997)。しかし、企業ないし構成員の行為が制度的ルールに準拠する受動的な側面の理解に貢献している一方で、企業や個人々の主体的な行為能力や利害関係にはほとんど注意が払われていない。このことは、コーポレート・ガバナンス制度の普及の障害となりうる利害関係の矛盾を描き出す、抵抗やコンフリクトという企業や人々の能動的な側面が考慮されていないことを意味する。

そのため、第5章では、進行中の社会関係に埋め込まれている企業や人々のより能動的な側面を捉えるために、その拠り所として実践論的転回の枠組みの意義について検討している。具体的には、規範的科学の打破を問題とするのではなく、機能主義の研究者達が言及してこなかった、多様な合理性、不合理性や、認知的、主観的な現実の側面に着目することによって、これまで議論されてきた規範的・実証的な提示に対して、「どうなったら可能であるか」ということを補完することが、コーポレート・ガバナンス論において必要な新しい方法論であることを提示している。

第三部の「コーポレート・ガバナンス実践の制度変化におけるダイナミック・プロセス」では、新たな展開の理論的根拠となる概念整理と事例研究に取り組んでいる。

第6章では、内生的に導かれる制度変化を捉える理論的枠組みについて検討した。初期の新制度派組織論は、社会的存在として文脈に過度に依拠した過剰社会化の概念が強調されている。そのため、「実践者が主体的にどうやってデカップリング、または、タイトカップリングしていくのか」、「制度と実践の結びつきの程度がどのように生じるのか、どうやって行われるのか」についてはブラックボックスとされ、十分に捉えられない。マクロ（環境、制度）、メゾ（組織構造）、ミクロ（組織行動、個人・個人間の関係）レベル

間の連結の程度は、制度という社会的文脈に埋め込まれながらも多様な意味を構成しようとする実践における主体的行為によって決定づけられる。そして、制度と実践の結びつきのプロセスを担っているのが「翻訳」(Callon, 1986a)であり、翻訳者がどのように制度を翻訳するかによって、多様な制度変化が描き出される。つまり、企業ないし経営者がコーポレート・ガバナンスという表象を翻訳することを通じて、コーポレート・ガバナンス実践は行われていく。それはまた、翻訳者の立場によって予め単純化 (simplification) され描かれるアクターワールドを構成する他のアクター達によっても翻訳される。この翻訳は、各々のアクターがどのような正統性の獲得を目的としているかに影響を受ける。

こうした理論的考察を踏まえて、第7章では、東芝の戦略的意思決定とそれに関わるコーポレート・ガバナンス実践を概観することによって、「企業ないし経営者がコーポレート・ガバナンスという表象をどのように捉えているか」、「どのように制度的ルールから逸脱した行為が生じるのか」を、翻訳の概念に注目しながら考察している。

本事例では、従来のコーポレート・ガバナンス研究で論じられてきた、企業が自ら制度的ルールやそれに即した規範に可能な限り近づこうと努め、社会や市場に適応し応えていくという側面だけでなく、経営者が目指した選択と集中の意思決定のためにガバナンス制度が利用されるという企業の行為戦略が明らかとなった。この側面ゆえに、東芝はコーポレート・ガバナンス改革を先行してきたと捉えられる。

また、ある制度の規範的意味への明示的・形式的にタイトな結びつきによって、他の要素が抜け落ちてしまう可能性があることを確認した。東芝の経営者は、相反する目標を追求するという二律背反を経営の軸として、二律背反の事柄を同時に達成することを必然としていたにもかかわらず、経営行動に対する収益性や効率性を強調した「攻めのガバナンス」に過度に依拠した経営者の翻訳によって、リスク回避・抑制や不祥事の防止など「守りのガバナンス」の側面が削ぎ落とされてしまったのである。

一方、経営者が描いたアクターワールドを構成する他のアクター達によっても、翻訳は行われる。他のアクターの（再）翻訳という単純化したアクターに取りこぼしてきた要素が現れると、逸脱した行為が生成される可能性がある。本事例では、従業員による再翻訳の存在を翻訳者である経営者が考慮しなかったがゆえに、逸脱した行為が生成された。つまり、経営者や従業員それぞれが描いた合理性の追

求のなかで、制度的ルールから実践が乖離していくデカップリングが生成されたのである。

このように、東芝は、流行に従った形式的な制度の受容と組織内部における言葉のレトリックを用いた行為戦略によって、社会からの正統性と経営者の体裁維持という正統性を同時に獲得していった。一方、企業の行為戦略による形式的なコーポレート・ガバナンス制度の導入によって、逸脱した行為に対して調整機能が働かなかつたのである。それゆえ、東芝のような事態を回避するために、行為主体者である企業ないし経営者は行為戦略を行うことによって何が伴うのかということを十分に考慮する必要がある。

本論文は、コーポレート・ガバナンスの既存の研究が特定のパラダイムに依拠していることに着目し、実践論的アプローチから実際の企業がコーポレート・ガバナンスを行うプロセスにおける実践的含意を導出するとともに、その理論的含意を明らかにした。具体的には、実践の文脈のなかでコーポレート・ガバナンスのメカニズムが生成され、修正され、逸脱するプロセスについて考察してきた。このような試みと事例分析の結果から、企業実践にとって示唆に富んだインプリケーションを得ることができた。

一方、本論文の限界及び今後の課題として、企業の存在を再生させる過程について触れていないことが挙げられる。ある翻訳に失敗したときには、翻訳者は翻訳が否定されることを通じて、単純化されたアクターの役割を修正することで、さらなる翻訳に取り組むことが考えうる(松嶋, 2006)。こうした翻訳者である企業ないし経営者の修正と再翻訳を通じて、企業再生のプロセスを提示することが可能である。しかし、本論文で考察した東芝は現在なお再生の過程にあり、経時的なコーポレート・ガバナンスのプロセスを回顧的に辿ることを前提とするこうした議論は時期早々と捉えられるため、本論文では触れていない。そのため、制度と実践の相互作用を通じた構造化における進化のプロセス、とりわけ学習の連続性について本論文のなかで十分に捉えきれなかった。また、単一ケーススタディに留まっていること、データソースが二次資料に留まっていること、旧制度派経済学の領域に言及していないことが本論文の限界及び今後の課題とされる。

本論文において考察したコーポレート・ガバナンスの実践論的アプローチをさらに発展させるために、以上の限界を認識し、今後の研究に反映していきたい。